

行政監査（事業評価手法による。）

1 事業評価手法による行政監査

事業評価手法による行政監査は、都の事業を客観的に評価するため地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項に基づき、実施したものである。

2 事業別の主たる監査の観点、監査対象局及び監査期間

監査は、都が行っている事業のうち11事業について、

事業は費用対効果に配慮したものとなっているか

事業は所期の目的を達成しているか

事業は所期の成果をあげているか

などを主眼に、事業の計画から執行、評価までの全過程について、その有効性、効率性等を具体的に検証し評価するために、対象事業ごとに別項「監査の観点」を定め、平成13年度事業を中心として実施した。

なお、今回監査対象とした事業、監査対象局及び監査の期間は、別項のとおりである。

（1）事業別の主たる監査の観点、監査対象局

事業別の主たる観点	監査対象局
(1) 公文書館の管理運営について ア 文書は目的に沿って適切に収集されているか。 イ 文書の管理は適切に行われているか。 ウ 施設管理は適切に行われているか。	総務局
(2) 大学と試験研究機関の連携について ア 連携大学院協定の促進が積極的に行われているか。 イ 都立の大学と都の試験研究機関における類似の研究は相互にその研究が活かされたものとなっているか。 ウ 都立の大学と都の試験研究機関との間で組織的な連携を進める執行体制が構築されているか。	大学管理本部
(3) 財産（土地・建物）の利活用について ア 方策・方針の内容は、適切なものとなっているか。 イ それぞれの方策・方針が、計画どおり実施されているか。	財務局
(4) 「都民の文化環境の整備」事業への助成について ア 事業は実態に即して必要な見直しが行われているか。 イ 事業は、行政・都民・企業等の役割分担により実施されているか。 ウ 事業は施策の方針に基づいて適切に実施されているか。	生活文化局

事業別の主たる観点	監査対象局
(5) ダイオキシン類対策について ア 環境調査の結果はどのように活かされているか。 イ 排出ガス及び排出水に適用される排出基準について既存の施設に対する現状把握及び指導は適切なものとなっているか。	環境局
(6) リフト付タクシー等整備事業について ア 整備計画数は需給予測等を考慮したうえで算定されたものであるか。 イ 事業の目的は達成されているか。 ウ 類似事業との整合性は図られているか。	福祉局
(7) 重症心身障害児(者)対策事業について ア 入所施設は、重症児のニーズに見合ったものとなっているか。 イ 在宅の重症児に対する通所事業等の拡充は図られているか。	健康局
(8) 都立技術専門校における訓練科目について ア 事業が都民のニーズに見合った規模、内容となっているか。 イ 事業が所期の目的を達成しているか。	産業労働局
(9) 道路の維持管理(道路の清掃事業)について ア 道路清掃事業は、所期の目的を達成しているか。 イ 業務計画及び執行基準は適切か、費用対効果に配慮したものであるか。 ウ 道路清掃事業における執行体制は効率的なものであるか。	建設局 環境局
(10) 都立学校校外教育施設(大島セミナーハウス)の運営について ア 施設は校外教育施設としての設置目的を果たしているか。 イ 施設の経営は費用対効果に配慮したものであるか。	教育庁
(11) 学校施設(都立高校)の整備について ア 事業計画及び進ちょく状況は適切か。 イ 教育環境の向上に十分配慮しているか。 ウ 防災性への配慮は十分か。	教育庁

(2) 監査の期間

平成14年9月5日から同年11月22日まで

3 監査結果の概要

事業別の監査結果の概要は次のとおりである。

(1) 公文書館の管理運営について

公文書館は、知事部局の公文書や庁内刊行物などを系統的に収集・保存し、これらの効率的な利用を図るとともに、合わせて都に関する修史事業を行っている。館は、昭和60年度から平成6年度までの間に、主務課で作成され、館に引き継がれていない長期保存文書について、データベース化を進めるなど、適切にこれを把握する必要がある。

(2) 大学と試験研究機関の連携について

大学管理本部は、平成13年11月に策定した東京都大学改革大綱に基づき、都立大学、都立科学技術大学、都立保健科学大学及び都立短期大学の4大学の改革を進める中、都の試験研究機関との連携を密接に図り、相互の研究内容等を十分に把握できる体制を構築し、連携大学院や共同研究の拡充・推進に取り組んで行くこととしている。都立の大学と都の試験研究機関の連携状況は、連携大学院については着実に進んでいるものの、共同研究は2研究に留まっている。

管理本部は、「大学の改革」と併せて「都の試験研究機関の研究業務の調整業務」を分掌していることから、より効果的な執行体制を確立し、積極的に都の試験研究機関との連携を推進する必要がある。

(3) 財産(土地・建物)の利活用について

財務局は、土地・建物の利用実態を調査して、より効率的な利用を目指すという視点で、公営企業局を除いた各局が所管する敷地が一定規模以上の施設約2,000件について施設調査を実施した。このうち、建物については、利用効率が低いもの、周辺の土地利用と整合しないもの、事業量が少ないものなど108項目を見直す対象としている。そのうち平成13年度に実施すべき60項目について、各局と調整のうえ、それぞれの項目ごとに今後の利活用の具体的な方策・方針を掲げているが、そのうち28項目で、所管局と具体的な詰めを行うなど、更なる調整を行う必要がある。

(4) 「都民の文化環境の整備」事業への助成について

生活文化局は、都における芸術文化及び都民の生活の中に芽生える幅広い文化活動の振興などを図り、「生きがい」と「うるおい」のある地域社会づくりに寄与することを目的として、東京の芸術文化交流の推進・創造基盤の整備を図ることを実現するために、財団法人東京都歴史文化財団が行っている「都民コンサー

ト、「都民名曲サロン」等に対して助成を行っている。

局は、助成事業の効果が上がるよう、「都民名曲サロン」について、入場率の低い公演の原因を分析するなど実態把握に努め、一層多くの都民が参加できるよう、財団に対し検討を求める必要がある。

(5) ダイオキシン対策について

ダイオキシン類対策特別措置法において、都道府県に対し、大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視することを義務づけ、その区域に係る大気等の汚染状況について調査測定し、その結果を公表することとされている。

そこで、局は、調査測定の結果、横十間川において、環境基準を上回ったことから、河川管理者等と汚染底泥の除去について協議を行っている。

局は、横十間川について必要な調査を行うとともに、管理者等に対し、汚染底泥を拡散しない除去方法等について情報提供・協力をするなど、管理者等が円滑に汚染底泥を除去できるように努めていく必要がある。

(6) リフト付タクシー等整備事業について

リフト付タクシー整備事業は、緊急時や夜間にも対応できる「リフト付きの一般タクシー」の車両台数を増やすことにより、利用者の需要に応えようとするものである。この事業は、タクシー事業者を対象とし、事業者が購入した車両にリフト等を整備するもので、平成12年度から平成16年度までに600両整備するとしているが、平成14年7月末におけるリフト付タクシーの整備数は122両と予定数を大きく下回っている。

局は、事業者に対し積極的な働きかけをするなどし、平成16年度における整備計画の達成に向け特段の努力を図る必要がある。さらに、区市町村が実施する福祉輸送サービスと相まって、リフト付タクシー事業が目的に沿って、より効果的・効率的に行われるよう一層の努力が望まれる。

(7) 重症心身障害児(者)対策事業について

健康局は、都内において、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している重症心身障害児(者)(以下「重症児」という。)に対する施策として、施設入所事業と在宅で療育している重症児に対する通所、訪問看護・訪問健診及び緊急入所等の在宅支援事業を実施し、重症児の保護、治療及び日常生活の指導に努めることとしている。

局は、限られた施設を有効に活用するため、施設に空きが生じた場合速やかに

入所できるよう、その方法について検討する必要がある。

(8) 都立技術専門校における訓練科目について

産業労働局は、都立技術専門校等の能力開発訓練科目の見直しを図るため訓練科目評価委員会を設置し、特定の系列の訓練科目について評価を行ってきたが、選定した科目について、新たに設置した訓練科目評価会議で、二次評価を行うものとしている。

局は、一次評価のマイナス評価科目のうち、二次評価の対象となっていない28科目についても、訓練科目の見直し及び内容の充実に向け、二次評価を行うことを検討する必要がある。また、就職率が低調な科目は、その原因を分析するとともに、適切な支援の対策を行う必要がある。さらに高年齢者については、ハローワーク等との連携を更に深め、求人数の拡大を図る必要がある。

(9) 道路の維持管理（道路の清掃事業）について

建設局及び環境局は、都道及び東京都が管理している国道の清掃事業を行っている。なお、建設局は多摩地域を、環境局は主に区部を所管している。

両局で行っている道路清掃事業については、道路のゴミ収集量、自動車走行台数などの状況を的確に把握し、これらの状況に応じた業務計画を作成するため、総合的な見地から検討を行う必要がある。さらに、道路清掃事業を適切かつ効率的に行うために、道路管理の所管局である建設局で一元的に処理する体制とすることが必要であり、両局間で建設局への移管を前提にした協議が行われているが、その協議の促進を図る必要がある。

(1 0) 都立学校校外教育施設（大島セミナーハウス）の運営について

教育庁は、都立高校、都立高等専門学校に在学する生徒、学生の校外における教育活動の場として、昭和50年8月に大島セミナーハウスを開設し、その利用を都立高校等に限定していたが、施設の有効活用を図るため、社会教育団体等に、有料で使用させることとした。

庁は、校外教育施設としての都立高校等の利用率は低く、条例の設置目的に見合った施設利用が果たされていない状況、利用拡大に向けての社会教育団体等への開放後の利用状況、並びに、利用拡大に向けた経営努力が効果として得られていない状況など、大島セミナーハウスの現在の運営状況を踏まえ、今後のあり方について、総合的な見地から検討する必要がある。

(1 1) 学校施設 (都立高校) の整備について

都立高校の施設整備は、校舎の改築の推進、大規模改修及び耐震補強の推進、増築・改修等による整備、既存校舎の整備充実の4事業に区分し実施されている。

耐震性の確保・向上を図る各事業は、実施計画に沿って進められているものの、耐震補強事業については、今後、改築等他事業との整合や進行管理の充実など十分検討し、着実に推進する必要がある。

また、耐震診断結果などに基づき実施順位を適切に設定、施工することにより事業効果を高めるとともに、Is値などの有用な情報を一元的に把握・整理する必要がある。

4 要望事項

今回の監査対象とした11事業については、総合的な見地から検討を行う必要があるもの、適切な指導を行っていく必要があるもの、特段の努力を図る必要があるものなどが認められた。

各局は、監査の結果として示されたこれらの問題点の速やかな解決に向け、積極的に取り組まれない。

我が国の経済は、引き続き厳しい状況にあり、都の事業運営はより一層厳しくなることが予測されることから、各局においては、今回の監査対象とならなかった事業についても、事業の実施に当たって、これまで以上に効果的、効率的に執行されることを要望する。